

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住所 |
|-----------|----------------------|
| (株)でんきや | 福島県南相馬市原町区本陣前2-114-2 |

2. 指名停止措置期間

令和4年1月14日 ~ 令和4年2月13日 (1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

(株)でんきやは、経営事項審査を受審せず、公共工事を請け負うことができない期間であったにもかかわらず、福島県南相馬市発注の公共工事を受注していた。

このことが建設業法第27条の23第1項に違反するとして、同法第28条第1項本文に基づき、令和3年11月30日に建設業許可部局である福島県知事より指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第13号に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2(抜粋)

| 措置要件 | 期間 |
|--|--------------------------|
| (建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内 |

<発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

○ 総務部 契約課 課長 遠藤 明 (内線 2511)

建設専門官 緑 尚彦 (内線 2512)

総務部 経理調達課 課長 佐藤 浩正 (内線 6551)

○は本件の主務課です。